

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり企画提案競技を実施する。

令和7年5月7日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競技に付する事項

（1）業務名

要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務

（2）目的

現在、介護サービス利用者に関する介護情報等（要介護認定情報、ケアプラン、主治医意見書等）は、事業所や自治体等に分散し、利用者自身の閲覧、介護事業所間の共有、介護・医療間の共有が電子的に可能になっておらず、紙媒体や対面方式により行われることが多いため、要介護認定申請からサービス利用開始までの事務は、煩雑かつ日数を要するものとなっている。

そこで、大分県（以下「県」という。）、大分市、別府市では、令和6年度に国のモデル事業として一連の要介護認定に関する業務（①認定調査、②主治医意見書、③認定審査会、④介護支援専門員（ケアマネジャー）への情報提供）のデジタル化に取り組み、タブレット端末の導入や各情報の電送化に伴うシステム改修作業、国の構築するシステム（PMH）（注1）とのデータ連携等の実証を実施した。

本委託業務では、令和6年度に大分市及び別府市で実施した実証の成果を県内他市町村へ横展開を図るため、介護分野におけるDX推進に豊富な経験やノウハウを有する専門事業者に外部委託し、DX推進に必要な助言や提案等を行うことで市町村の要介護認定業務のデジタル化推進を支援することを目的とする。

（注1）自治体・利用者・介護事業者・医療機関などが、利用者に関する介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤

（3）業務内容

要介護認定業務等のデジタル化アドバイザー派遣委託業務仕様書のとおり

（4）契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

(5) 限度額

3, 186, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (3) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること（インターネット接続環境があることを前提とする）。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※本要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

3 提案審査への応募

(1) 提出書類

プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

- ①企画提案競技参加申込書（様式1）
- ②企画提案書（様式2）
- ③業務実績調書（様式3）
- ④見積書及び見積明細書（任意様式）
- ⑤誓約書（様式4）

(2) 提出期限

- ・企画提案競技参加申込書（①） 令和7年5月14日（水）午後5時
- ・企画提案書等（②～⑤） 令和7年5月23日（金）午後5時

（3）提出方法

Eメールで提出すること。

（提出先）

大分県福祉保健部高齢者福祉課

E-mail : a12300@pref.oita.lg.jp

※Eメール送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

4 質問の受付

（1）受付期間

公募開始から令和7年5月12日（月）午後5時まで

（2）提出方法

Eメールで提出すること。質問書（様式5）には担当者の部署、氏名、電話及びEメールアドレスを併記するものとする。

（提出先）

大分県福祉保健部高齢者福祉課

E-mail : a12300@pref.oita.lg.jp

ア Eメール送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後4時まで）

イ 質問への回答は、質問者に個別に回答するほか、高齢者福祉課ホームページ（<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/>）に掲載する。

5 企画提案書の審査及び結果の通知

（1）審査会の日程・場所

要介護認定業務の効率化に向けた実証に係るプロジェクト管理支援委託業務審査会（以下、「審査会」という。）にて審査を行う。

ア 日時 令和7年5月26日（月）15時30分～

イ 場所 Zoomを利用したオンラインでの開催

※開始時間は参加者数により変動するため、別途個別に通知する。

※諸事情により、日程が変更することもある。

（2）審査の方法

ア （3）審査の基準に基づき、審査会で審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定する。

イ 審査は、プレゼンテーション審査にて行う。プレゼンテーションの時間は1者20分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。

ウ 最優秀提案者を、委託候補者の相手方とする。ただし、委託候補者との契約が成立

しない場合は次点の者を候補者とする。

(3) 審査の基準

審査にあたっては、別紙審査基準のとおり総合的に評価する。

(4) 審査結果

審査結果は採択に関わらず、すべての応募者に通知する。

6 契約の解除

契約締結後であっても、企画提案書等提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、または、業務遂行能力がないと認められる場合等は、契約を解除することを妨げないものとする。

7 その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 要項の承諾

提案者は、企画提案書の提出をもって、要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。また、この企画提案書等は審査以外には使用しない。

(3) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成及び提出等に要する費用は提案者の負担とする。

(4) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類の提出期限を過ぎた場合

イ 提案に参加する資格がない者が提案したとき

ウ 住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、その他提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(5) 参加の辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参又は郵送で提出すること。

8 留意事項

(1) 県は、受託者に対して、事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。

(2) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。

(3) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。

(4) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の大分県が制定する関係

条例規則等に従うこと。

- 9 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県福祉保健部 高齢者福祉課 介護保険推進班
〒870-8501 大分市大手町3-1-1
電話 097-506-2692
E-mail : a12300@pref.oita.lg.jp